

別紙①

保 幼 第 313 号
令和 2 年 5 月 4 日

保護者の皆様

大分市長 佐藤 樹一郎

緊急事態宣言の期間延長に伴う対応について

平素より、本市の保育行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、すべての都道府県が令和 2 年 5 月 6 日を期限として新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に指定されておりましたが、5 月 4 日付けでその期間が 5 月 31 日まで延長されることとなりました。これを受け、大分県からは、引き続き保育所等の利用自粛の要請がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の更なる感染の防止を図るため、引き続き、家庭での保育が可能な世帯については、保育所等への登園を控えるよう要請をいたします。

今回の登園自粛の期間延長により、保護者の皆様には更なるご負担をおかけいたしますが、何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。また、ご家庭では、不要不急の外出は控えるとともに、こまめな手洗いや定期的な換気を行い、ご家族の健康管理にご留意いただきますよう併せてお願いいたします。

1. 登園自粛の要請期間

令和 2 年 5 月 31 日(日)まで

※状況に応じて要請期間を変更することがあります。

2. 保育料の取扱い

登園日数に応じ日割計算となります。

問い合わせ先

大分市子どもすこやか部 保育・幼児教育課

TEL: 097-585-6015 (登園自粛に関すること)

097-537-5794 (保育料に関すること)

097-537-5789 (幼稚園に関すること)